

令和5年2月21日

真境名事務所通信（令和5-1）

「技術職員の最低報酬月額改訂」について

沖縄市高原6丁目20番3号
行政書士真境名健二事務所
TEL 930-3633

皆様こんにちは。いつもお世話になります。
沖縄県では令和4年10月6日に最低賃金が853円に改訂されております。
これを最低賃金月額に当てはめると、
 $853 \text{ 円} \times 40 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週} \div 12 \text{ 月} = 147,853 \text{ 円}$ ⇒これが当てはまる標準報酬
月額は、「**150,000 円**」となります。

この基準は R5年4月以降に審査を受ける会社（経審・許可申請）から適用されます。

この金額を満たさない職員は経審・許可申請において技術者として認め
てもらえなくなります。
今年の社会保険算定基礎届は十分注意して算定を行ってください。

もし、技術者の中でそれを下回る方がいれば、2等級以上昇給させて「標準報酬改定通知書」を発行してもらえば大丈夫です。

なお、例外として技術者兼取締役の場合は役員報酬で調整可能なため、
最低賃金の規定は適用されません。

建設業経理事務士については、時給換算で最低時給を下回っていないければOKです。

例えばパートで社会保険に入っていて150,000円を下回っている場合でも、出勤簿等で勤務時間を確認し、最低賃金時間給853円を上回っている場合はOKです。